令和８年度茨城県インド介護人材SNS魅力発信事業業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

１　趣旨

この要領は、茨城県が実施する令和８年度茨城県インド介護人材SNS魅力発信事業業務を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに必要な事項を定める。

２　事業概要

(1) 目的

茨城県内の介護施設等で就労するインド人介護人材をSNSアンバサダーとして起用し、インド国内の若者層に対し、アンバサダー自身のSNSを活用して、介護現場での就労経験や県内での生活の魅力を発信することにより、本県及び本県介護分野の認知度向上並びに将来的なインド介護人材の確保につなげることを目的とする。

(2) 委託業務の主な内容

① ＳＮＳアンバサダーの選定
② ＳＮＳ等を活用した「茨城×介護」の PR 活動
③ 動画撮影・編集及び投稿
④ ＳＮＳ運営管理
⑤ 投稿結果の分析及び課題整理

※詳細については、「令和８年度茨城県インド介護人材 SNS 魅力発信事業業務委託 仕様書」を参照願います。

３　委託期間

契約締結日から令和９年３月 31 日まで。

４　応募資格

県内に事業所等を有する法人であって、次の要件を全て満たすことができる者とする。

(1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成８年茨城県告示第 254 号）に基づく競争入札参加資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しない者及び同条第２項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第２条第１号又は同条第３号までに規定する者でないこと。

５　委託料

1,163,800 円（消費税及び地方消費税含む）以内とする。

6　応募方法等

(1) 提出書類

①「令和８年度茨城県インド介護人材 SNS 魅力発信事業業務委託」応募申請書（様式第１号）

②「令和８年度茨城県インド介護人材 SNS 魅力発信事業業務委託」企画提案書（様式第２号）

③「令和８年度茨城県インド介護人材 SNS 魅力発信事業業務委託」経費積算書（様式第３号）

④応募資格等確認用書類

ア　応募資格誓約書（様式第４号）

イ　定款、寄付行為、規約又はこれらに類するもの

⑤事業実績書（様式第５号）

⑥個人情報の管理体制について（様式第６号）

⑦その他提案事業の参考となる資料（様式第７号）

⑧会社等概要書（様式第８号）

(2) 提出部数及び提出方法

６部（正本１部、副本５部）

※持参又は郵送によることとし、郵送による場合は、提出期限内必着の書留郵便に限る。

※持参による提出の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）とする。

(3) 提出期限

令和８年 12 月２日（水）午後５時まで（必着）

(4) 提出場所及び問合せ先

茨城県福祉部福祉人材・指導課　人材確保担当

〒310－8555　茨城県水戸市笠原町 978 番６

電話　029-301-3197　ＦＡＸ　029-301-3179

E-mail：fukushi8@pref.ibaraki.lg.jp

(5) 応募にあたっての留意事項

・企画提案は、１法人につき１件とする。

・提出された書類の内容は、変更することができない。

・提出された書類に虚偽の記載又は不正があった場合は、失格とする。

・応募に関する費用は、すべて応募者の負担となる。

・提出された書類等は、返却しない。

・応募申請書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式第９号）を提出する。

・採択された企画提案書の著作権は、茨城県に帰属する。

・書類等の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

7　質問の受付及び回答

本要領や仕様書の内容についての質問は、簡易なものを除き、次により質問書（様式第 10 号）を提出すること。

(1) 提出期限

令和８年 11 月 27 日（金）午後５時まで（必着）

(2) 提出方法

茨城県福祉部福祉人材・指導課人材確保担当あて電子メールにより提出すること。

あて先メールアドレス　fukushi8@pref.ibaraki.lg.jp

(3) 提出書類

質問書（様式第 10 号）

(4) 質問に対する回答

質問書を提出した者に対し、電子メールにより回答する。

なお、本要領及び仕様書の内容以外の質問については、回答しない。

8　審査

(1) 審査方法

①企画提案内容について、プロポーザル審査委員会を開催し、審査委員による審査を行う。

②プロポーザル審査委員会においては、６(1)の提出書類により審査する。

③企画提案提出者は、当該提案について必要に応じてプレゼンテーションを行う。

※プレゼンテーション審査会を実施する場合は、審査会実施日の２営業日前を目安にメールで通知する。

(2) 選定結果の通知

プロポーザル審査委員会の審査結果に基づき、１受託候補者を選定し、選定後、速やかに結果を通知する。なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(3) 審査基準

審査項目	審査基準
全体構成・企画力	・茨城県及び介護分野について十分な知識があるか。
	・インドの若者層の興味、関心に十分な知識があるか。
	・ターゲットに効果的に訴求する内容となっているか。
	・SNS でのショート動画活用の実情について理解しているか。
	・本事業の目的や趣旨を正しく理解し、実現しようとしているか。
	・積算は妥当なものか。（費用対効果は適当か。）
業務遂行力	・実施体制、スケジュールは十分なものとなっているか。
	・県内介護施設等で就労するインド人介護人材及び受入施設との連携体制が確保されているか。
	・情報セキュリティ対策について信頼できるか。
	・SNS 利用における炎上等のリスク管理は適切か。
	・同種、類似業務の実績はあるか。

9　受託候補者選定後の手続

(1) 茨城県は、受託候補者から改めて見積書を提出させ、その内容を精査の上、茨城県財務規則（平成５年茨城県規則第 15 号）等の関係法令の規定に基づき、随意契約による契約の手続を行う。

(2) 茨城県は、最優秀提案事業者と契約締結の交渉を行い、契約が成立しない場合は次点の提案業者と交渉を行うこととする。

(3) 契約書の作成の際に必要な経費は、全て事業者の負担とする。

10 その他留意事項

(1) 事業の成果は茨城県に帰属する。

(2) 受託者は、個人情報の取扱いには厳重に注意し、漏洩や、滅失等がないよう、その管理を徹底しなければならない。

(3) 受託者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了した後でも同様とする。